

役員報酬規程

(総則)

第1条 この規程は、定款第26条の規定に基づき、常勤役員の報酬の支給について定める。

(役員報酬の意義)

第2条 この規程における役員報酬とは、当財団が役員に対し、役員としての業務の対価として支払うものをいう。

(常勤役員の定義等)

第3条 常勤役員とは、月13日以上勤務する役員をいう。

2 会議等出張する場合の拘束時間については、勤務とみなす。

(報酬の額等)

第4条 役員報酬は、月額報酬で設定する。

2 月額報酬は、67万円を上限として評議員会が別に定める。

3 使用人兼務役員の報酬は、その兼務の状況によって役員報酬と使用人給与に区分して支給する。ただし、特に区分の必要がないと認められるときは、まとめて役員報酬として支給することができる。

(通勤手当)

第5条 役員には、その通勤の実態に応じ、職員の支給基準に準じて通勤手当を支給する。

(役員報酬の支払と控除)

第6条 役員報酬は、原則として職員給与の支給日に支給する。ただし、やむをえない事情があり本人の同意を得た場合には、支給日等を変更することができる。

2 所得税、社会保険料等の控除及び本人からの申出のあった立替金、積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。

3 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割計算で支給するものとする。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は評議委員会が別に定める。

(付則)

この規程は、平成21年4月27日から施行する。

公益財団法人ヤマハ発動機スポーツ振興財団

制定 平成20年12月 5日

改正 平成21年 4月27日